

(別紙)

○ サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛肥育期用飼料の取扱いについて（昭和 61 年 2 月 20 日 61-1 農林水産省畜産局流通飼料課長）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>サリノマイシンナトリウム等を含む牛肥育期用飼料の取扱いについて</p> <p>記</p> <p>1 粗碎したヘイ又はストローキューブを原料とする牛肥育期用飼料には、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム及びラサロシドナトリウム（以下「サリノマイシン等」という。）を含んではならないこととする（ただし、モネンシンナトリウムについては、飼料中に均質に混合されることを工程管理及び品質管理において確認している事業場が製造する場合を除く。）。</p> <p>2 サリノマイシン等を含むことができる牛肥育期用飼料の形状については、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 粉状又はミール状の原材料（以下「粉状等の原材料」という。）を主体とする牛肥育期用飼料 サリノマイシン等は、粉状等の原材料に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加した粉状等の原材料の設計上の配合割合を 50 %以上とする。 また、サリノマイシンナトリウム等を添加する飼料にフレーク状のとうもろこし、大豆又は大豆油かすを配合する場合には、これらの設計上の配合割合を 30 %以下とし、かつ、飼料中 5 mm ふるいを通過するものの割合は 75 %以上とする（ただし、モネンシンナトリウムについては、飼料中に均質に混合されることを工程管理及び</p>	<p>サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛肥育期用飼料の取扱いについて</p> <p>記</p> <p>1 粗碎したヘイキューブを原料とする牛肥育期用飼料には、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム（以下「サリノマイシン等」という。）を含んではならないこととする。</p> <p>2 サリノマイシン等を含むことができる牛肥育期用飼料の形状については、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 粉状又はミール状の原材料（以下「粉状等の原材料」という。）を主体とする牛肥育期用飼料 サリノマイシン等は、粉状等の原材料に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加した粉状等の原材料の設計上の配合割合を 50 %以上とする。 また、フレーク状のとうもろこし、大豆又は大豆油かすを配合する場合には、これらの設計上の配合割合を 30 %以下とする。更に、飼料中 5 mm ふるいを通過するものの割合は 75 %以上とする。</p>

品質管理において確認している事業場が製造する場合を除く。)。

(2) ペレット状の原材料を主体とする牛肥育期用飼料

サリノマイシン等はペレット状の原材料の1種類に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加したペレット状の原材料の設計上の配合割合は50%以上とする。

また、サリノマイシンナトリウム等を添加する飼料に粉状等の原材料を配合する場合にあっては、飼料中の粉状等のものの配合割合は5%以下とする(ただし、モネンシンナトリウムについては、飼料中に均質に混合されることを工程管理及び品質管理において確認している事業場が製造する場合を除く。)

3 サリノマイシン等を含む牛肥育期用飼料であって尿素又はジウレイドイソブタンを原料とするものの表示の基準のうち、使用上の注意事項については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(5)のイの(ク)及び第1の4の(5)の立の(立)の規定がいずれも適用されることとなるので、この場合の使用上の注意事項については、次の文字を記載することとする。

(略)

附 則

この通知は、令和5年6月6日から施行する。

(2) ペレット状の原材料を主体とする牛肥育期用飼料

サリノマイシン等はペレット状の原材料の1種類に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加したペレット状の原材料の設計上の配合割合は50%以上とする。

また、粉状等の原材料を配合する場合にあっては、飼料中の粉状等のものの配合割合は5%以下とする。

3 サリノマイシン等を含む牛肥育期用飼料であって尿素又はジウレイドイソブタンを原料とするものの表示の基準のうち、使用上の注意事項については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(5)のイの(ク)及び第1の3の(5)のイの(イ)の規定がいずれも適用されることとなるので、この場合の使用上の注意事項については、次の文字を記載することとする。

(略)